

農山漁村の男女共同参画社会の形成に向けて

男女共同参画社会基本法

食料・農業・農村基本法（第26条）

(女性の参画の促進)

国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自ら
の意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を
推進するものとする。

農山漁村男女共同参画推進指針

(平成11年11月1日付け11農産第6825号)

各局長・長官から各都道府県知事、各地方農政局長及び農林水産関係団体の長あて通知

① 女性の声がとどくむづぐりにむけた方策の推進

・地域レベルの参画目標の達成に向けた支援の充実
・地域計画の策定等合意形成の場等に女性が参画しやすい環境づくり

② 女性の能力開発と農業経営に参画しやすいきと創出する環境の整備

女性が農林水産業の担い手であり、また、経営者であるという位置づけを明確にするため、女性の過重労働の軽減等を図るための労働環境整備等を推進する。

③ 男女共同参画社会の形成のための施策の展開に対する取組の強化

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組の状況を事業採択又は事業実施に当たっての判断材料とし、これを留意事項とする等、具体的な措置を講じる。

男性優位、家中心の農村社会を若い女性は敬遠

○農林水産業の担い手として重要

・就業人口に占める女性の割合
農業 55.7%
「平成13年農業労働力調査報告書」
林業 14.2% 「平成12年労働力調査年報」
漁業 16.9% 「平成12年就業動態調査」

○農業経営への積極的参画

「夫や親等と一緒に農業経営の全体に参画している」、「特定の部門の経営を取り仕切っている」、「農業経営の全体を取り仕切っている」女性は約9割。
(平成11年 婦人・生活意識調べ)

○取り巻く現状

(低い社会参画)

農業団体等における女性の占める割合
平成4年→平成12年
農協個人正組合員 12.6% 14.3%
農協役員 0.1% 0.6%
農業委員 0.2% 1.8%
漁協個人正組合員 6.0% 5.7%
漁協役員 0.1% 0.3%
(総協 平成11年)

(参考) (農業委員選挙速報)
平成11年 平成14年
977人 2,197人

(過重な労働)

農林漁業者の女性の1日平均の労働時間は男性の1.24倍(家事・育児・介護を含む)
(平成13年度「社会生活基本調査」)

(経営における位置づけが曖昧)

毎月決まった額の報酬等を受け取る女性 43.0%
(平成11年「女性農業者の地位向上に関する実態調査」)

○芽生えつつある女性の自立活動

・農産物加工品づくり、朝市での販売など農業活動への取組事例

平成5年度 平成13年度

1,255事例 → 7,327事例

(女性・就業意識調べ)

しかし、その規模は零細

販売金額は約65%が300万円未満

農家の中と外での地位の向上に向けた施策の推進

女性の社会参画の促進

○「女性の参画目標」の策定
農協や農業委員会等の地域の方針決定機関における女性役員、委員の参画目標」を策定済み。

○女性の社会参画促進に向けた地域社会等への意識啓発

女性の経営参画の促進

○生産技術や経営能力の向上のための支援
○女性の起業活動に必要な技術・資金面での支援
○経営における女性の位置付けの明確化の促進 (家族経営協定の推進等)

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

○農作業、家事・育児・高齢者介護等過重労働の軽減
○経営参画と子育ての両立のための施設の整備
○女性農業者のネットワークの充実

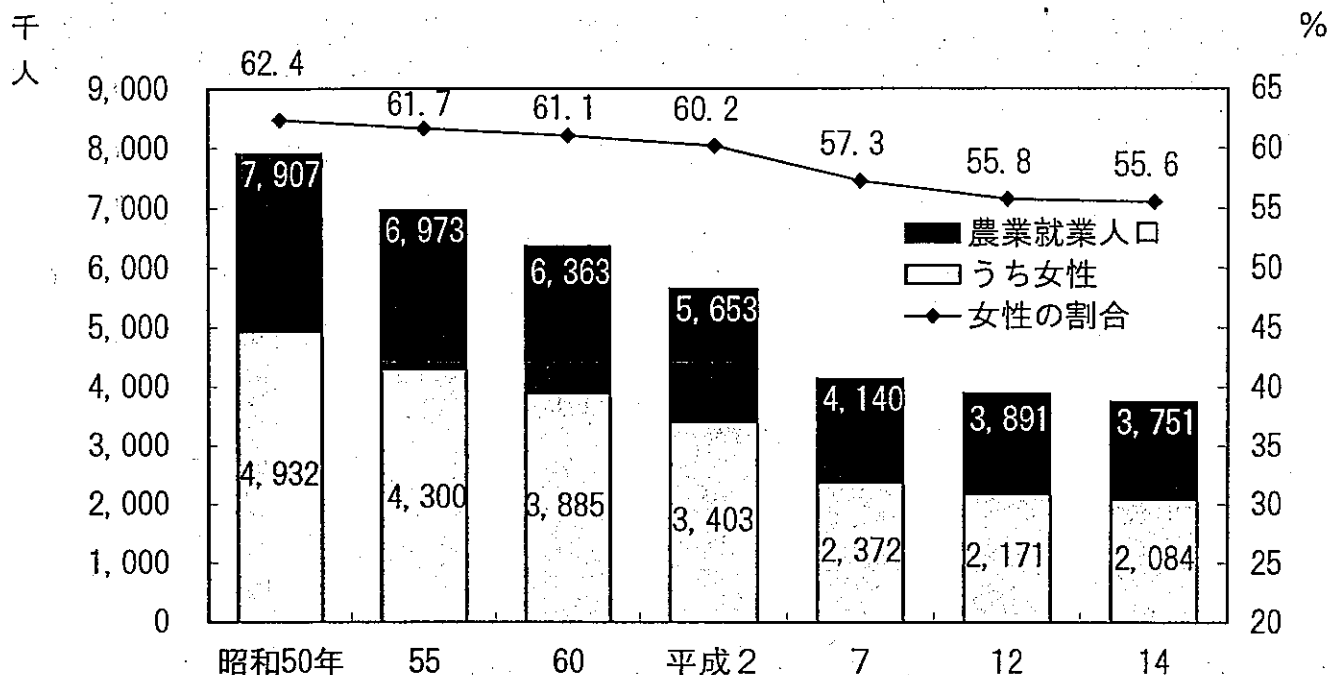
小泉総理大臣
施政方針演説
(抜粋)

「女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野へのチャレンジを支援したい」

農山漁村
における
男女共同
参画社会
の実現

農業就業人口が減少しつつあるが、女性の割合は高い。
一方で女性の起業家は増加傾向。

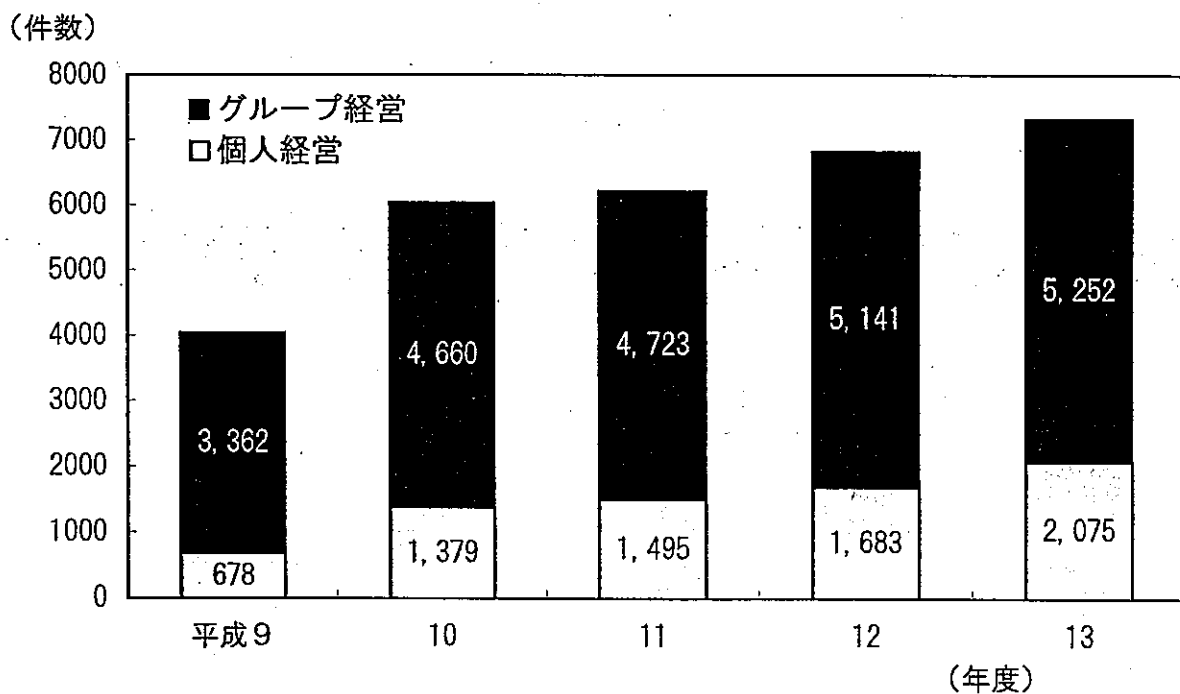
資料 123 農業就業人口に占める女性の割合の推移



注：農業就業人口は、16歳以上（平成7年以降は15歳以上）の世帯員で、自営農業だけに従事した者と、自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計であり、平成7年以降は販売農家の数値である。

資料出所：農林水産省「農林業センサス」、農業構造動態調査

資料 125 農村女性による起業数の動向



資料出所：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

農林水産分野における女性の参画事例

地域の方針決定の場への参画	農業経営への参画	女性農業者による起業
・ 梨、水稻等の兼業農家。 ・ 農業の傍ら A 県女性農村アドバイザー（1 期生）、「B 町あぐりの会（※）」の設立役員などを務めた他、地域の物産館の建設プラニングにも参画し、意欲的に地域作りに取り組む。 ・ 平成 7 年、B 町議会議員となり、2 期目の平成 14 年 4 月、B 町長に就任。女性の市町村長の誕生は全国で 8 番目（現職 5 人）、九州では初めて。 ※ B 町あぐりの会：J A O O O 女性部 O O O 支部の農作業支援グループ。 果樹等の農作業受託に関する連絡調整を実施	・ 昭和 48 年以来、夫とともに「C 温室組合」の経営に従事。 ・ 「女性としての自らの能力、手腕や技術が発揮できる経営を確立したい」と花苗生産経営に取組み、平成 7 年に C 温室組合と経営を分離し、同組合に「花苗育苗センター」を開設、センター長に就任。 ・ 平成 14 年現在、常時雇用 8 人で年間 140 万ポットの花苗・ハーブの生産や加工品販売を行う（県内の花苗生産量の約 15% のシェア）。 ・ 従業員が快適にやる気を持って働ける環境をつくるため、週休制、フレックスタイム、産休制度（有給育児休暇）、視察研修、中小企業退職金制度への加入等に取り組む。	・ 農村生活研究活動の一環として取り組んでいたドライフラワー研究会を発展させ、平成 10 年に女性 8 人で「（有）O O O 農場 O O O」を設立。 ・ 「ふるさとルネッサンス事業（県と町の補助事業）」と近代化資金を活用し、レストラン、ハーブ園、ハーブショップ等を開設。 ・ 原則として「地産地消」。レストランで使う食材は社員の家で収穫された農産物を使い、不足分は町内の農家から購入。社員は給与の他、農産物販売収入を得ている。 ・ 社員全員がハーブコーディネーターの資格を取り、常にレストランやフラワーアレンジメント等の技術向上に励んでいる。 ・ 平成 14 年現在、年間来場者数：約 3 万人。